

日本酒蔵ツーリズム推進協議会当協議会規約

令和元年6月改訂

(名称) 第1条

1. この会は、日本酒蔵ツーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的) 第2条

1. 本協議会は、国内外の人々を対象とする酒蔵ツーリズムの振興を通じて、日本産酒類(日本酒、焼酎、泡盛及び日本ワイン、ビール等)の認知拡大と価値向上を図るとともに、酒蔵とその周辺地域の観光振興及び経済的発展に寄与することを目的とする。

(活動) 第3条

1. 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 酒蔵ツーリズムを軸に地域資源を活用した魅力的な地域づくり(「日本酒蔵街道」)の推進
 - (2) 地域資源を活用した効果的な酒蔵ツーリズムのコンテンツ開発
 - (3) 酒蔵ツーリズムに取り組む地域および会員相互の交流・連携に関する事業推進
 - (4) 酒蔵ツーリズムに関する共同プロモーションプラットフォームの開発
 - (5) 酒蔵ツーリズムの振興に資する国内外への情報発信とインバウンド誘客の推進
 - (6) 酒造業界と観光業界その他の関係者とのネットワーク構築
 - (7) 日本産酒類と酒造会社の価値向上を実現する戦略立案と施策の推進
 - (8) 日本産酒類の海外販路拡大と輸出増加への取り組み推進
 - (9) 協議会事業等を承継する一般社団法人の設立準備
 - (10) その他、本協議会の目的に資するもの

(構成員) 第4条

1. 協議会の構成員は、第2条の目的・趣旨に賛同して参加した団体、事業者、個人及び行政機関とする。
2. 構成員は、協議会内に設置される運営委員会に、自由に参加し、意見を述べることができる。
3. 入会及び退会の手続きは、別途定める書面をもって会長に対して行うものとする。
4. 構成員の連絡調整窓口部署を別に定める。

(特別委員) 第5条

1. 協議会は、第2条の目的を達成するため、特別委員を置くことができる。
2. 特別委員は、協議会内に設置される運営委員会に、自由に参加し、助言・指導を行うことができる。
3. 入会及び退会の手続きは、別途定める書面をもって会長に対して行うものとする。

4. 特別委員の連絡調整窓口部署を別に定める。

(会費等) 第6条

1. 団体等による年間拠出金が納付された場合は協議会費に充てるものとする。
2. 既に納められた協議会費は、原則として返還しない。
3. 行政機関等の構成員にあつては、協議会が実施する事業への協賛または現物提供等による負担等を行うことで、協議会費の納付に代えることができるものとする。
4. 民間構成員にあつては、年会費を3万円とし、協議会費に充てるものとする。ただし、公益社団法人日本観光振興協会の正会員にあつては、年会費3万円の負担は任意とする。

(役員) 第7条

1. 協議会に次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 運営委員 (民間)10名以上30名以内
(行政)10名以上30名以内
 - (4) 監事 1構成員
2. 運営委員及び監事は、構成員の互選により、構成員の中から総会で選出する。
3. 会長は、運営委員の互選により選任する。
4. 副会長は、運営委員の中から会長が指名する。
5. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 異動等の事由により、役員が欠けた場合、会長は第2項の規定にかかわらず、補欠する役員を選任することができる。ただし、補欠期間の任期は前任者の残任期間とする。
7. 役員は無報酬とする。

(役員職務等) 第8条

1. 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を構成し、第12条に定める職務を行う。
4. 監事は、協議会の会計及び会務執行を監査する。

(顧問) 第9条

1. 協議会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、協議会の運営等に関して助言を行う。
4. 顧問は、無報酬とする。

(アドバイザー) 第10条

1. 協議会にアドバイザーをおくことができる。
2. アドバイザーは、会長が委嘱する。
3. アドバイザーは、協議会の運営等に関して専門的な立場から助言を行う。
4. アドバイザーは、無報酬とする。

(総会) 第11条

1. 総会は、構成員をもって構成し、規約の改廃、予算及び事業計画、決算及び事業実績、役員の選任等、重要な事項について議決を行う。
2. 総会の議事は、構成員の2分の1以上の同意を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会の議長は、会長が行う。
4. 通常総会は毎年1回開催する。
5. 会長は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(運営委員会) 第12条

1. 運営委員会は、運営委員をもって構成し、総会で議決した事項及び会長が必要と認めた事項を実施する。
2. 運営委員会は、総会に付議すべき事項について、協議・決定する。
3. 運営委員会は、必要に応じ会長が召集し、出席運営委員数(委任状による代理出席者を含む)に書面議決書提出の欠席運営委員数を加えた数が、運営委員総数の半数を超えることにより成立する。
4. 運営委員会の議事は、出席運営委員数(委任状による代理出席者を含む)に書面議決書提出の欠席運営委員数を加えた数の2分の1以上の同意を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 会長が緊急やむを得ないと認めた場合は、第3項の規定にかかわらず、文書の持ち回り、または電子メールの使用により決裁を行うことができる。
6. 運営委員会の議長は、会長が行う。
7. 運営委員会は、協議に必要な構成員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会計) 第13条

1. 本協議会の運営に必要な支出は、事務局長が行う。
2. 拠出金、負担金、補助金、その他の収入があった場合は、協議会の事業活動に係る経費にあてることができる。
3. 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局) 第14条

1. 本協議会の業務を円滑に行うため、事務局を設置する。
2. 事務局の委託先は会長が選定する。

(委任) 第15条

1. この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の承認を得て会長が別に定める。

(附則)

1. この規約は、平成29年(2017年)6月28日から施行する。
2. 協議会の機構改革実施後の役員は、次に掲げる者とし、役員任期は、第7条第5項の規定にかかわらず、機構改革実施の日から平成31年(2019年)度開催される通常総会までとする。

(附則)

1. この規約は、令和元年(2019年)6月27日に一部改正。

以 上